

管理・補助を行う事業所の設定に関する主な経緯

- 1990年にISIC第3版公表。
- 1993年10月にJSICの第10回改定。
- 持株会社の全面的な禁止を改めること等を内容とする独占禁止法の改正法案が1997年6月に可決・成立し、同月に公布された。

〔法改正の背景〕 1947年の独占禁止法の制定以来、同法の目的である事業支配力の過度の集中の防止を具体化する観点から、持株会社の設立・転化が全面的に禁止されてきた。しかし、当時、企業活動のグローバル化や我が国経済における産業の空洞化の懸念を背景に、経済界はその規制を緩和すべきと要請し、関係方面からその見直しが主張された模様。

- 1997年7月と9月にJSICの諸課題を意見交換するための「産業構造の変化に関する学識者懇談会」が開催され、持株会社や本社の機能をどうするのかなどの課題が提起された。
- 1998年11月に「日本標準産業分類をめぐる情勢」を意見交換するため、「第185回分類部会」が開催され、持株会社や本社を産業分類にどう位置付けられるかなどが議論された。
- 第11回改定に向け、1999年12月～2001年1月の間に産業分類検討会が、2001年3月～2001年12月の間に産業分類部会がそれぞれ開催された。
- 2002年1月の第11回改定時の答申において、「主として管理事務を行う本社等及び持株会社の分類上の位置付け」が今後の課題の一つとして明記された。
- 第12回改定に向け、2006年5月～2007年3月の間に産業分類検討会が、2007年4月～2007年9月の間に産業分類部会がそれぞれ開催された。
- 原則として、各中分類に管理・補助を行う事業所を位置付け、2007年11月にJSICの第12回改定。
- 2008年にISIC第4版公表（「本社」等の分類項目が設定された）。

日本標準産業分類の管理・補助の関係部分

注)

「管理事務を行う本社等」に関する記載部分

「経済活動を行う事業所」に関する記載部分

【一般原則】

第 10 回改定	第 11 回改定	第 12 回改定
<p>(略)</p> <p>第 6 項 事業所の産業の決定方法 (中略)</p> <p>以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、管理事務を行う本社、出張所などの産業及び同一経営主体の事業所のみを対象とし、<u>一般を対象としない独立した事業所の産業は、次のように取り扱う。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第 6 項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 (中略)</p> <p>以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、管理事務を行う本社、支社などの産業、同一経営主体の事業所のみを対象とした事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。</p>	<p>(略)</p> <p>第 6 項 事業所の分類に際しての産業の決定方法 (中略)</p> <p>以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、<u>主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。</u></p>
<p>(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所、出張所などの産業は、<u>管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一とする。</u></p>	<p>(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、<u>管理する全事業所を通じての主要な経済活動と同一とする。</u></p>	<p>(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所などの産業は、<u>原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</u> <u>なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</u></p>
<p>(2) 自家用倉庫、自家用補修工事、自家用鉄道及び鉄道業の補助的経済活動については、<u>主事業所の産業と同一とする。</u></p>	<p>(2) <u>自家用倉庫、自家用補修工事、自家用鉄道及び鉄道業の補助的経済活動については、主事業所の産業と同一とする。</u></p>	<p>(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、<u>輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の該当項目に分類する。</u> <u>なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。</u></p>
<p>(3) <u>自家用の修理工場・変電所・車庫・包装運搬所・通信所・集荷所など一定の範囲の経済活動に限り、統計調査によって主事業所の産業と同一とする場合がある。</u></p>	<p>(3) <u>主として子会社の管理を行う持株会社は、主として管理事務を行う本社の場合に準じて産業を決定する。</u></p>	<p>(3) 会社として事業活動を行う一方、<u>経営権を取得した子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L—学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類する。</u></p>
<p>(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。</p> <p>(5) (2)及び(3)に記述した事業所は、<u>統計調査によっては別の事業所とせず、主事業所に含めて一事業所とする場合がある。</u></p> <p>(注) 事業所の産業をこの産業分類に適用(格付)する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、収入額又は販売額の最も多いものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その収入額又は販売額の最も多いものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。 (略)</p>	<p>(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。</p> <p>(注) 事業所の産業をこの産業分類に適用(格付)する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、<u>収入額又は販売額の最も多いものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その収入額又は販売額の最も多いものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。</u> (略)</p>	<p>(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。</p> <p>(注) 事業所の産業をこの産業分類に適用(格付)する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、<u>付加価値等の最も多いものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も多いものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。</u> (略)</p>

第10回改定	第11回改定	第12回改定
<p>中分類48—各種商品卸売業 (略)</p>	<p>中分類48—各種商品卸売業 (略)</p>	<p>中分類48—各種商品卸売業</p> <p>500 管理、補助的経済活動を行う事業所 (50 各種商品卸売業)</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5000 主として管理事務を行う本社等 主として各種商品卸売業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所</p> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5008 自家用倉庫 各種商品卸売業において、自企業の物品等を保管する事業所をいう。 ○自家用倉庫</p> </div> <p>5009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として各種商品卸売業における活動を促進するため、同一企業の他事業所において、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場</p>

国際基準における本社等の位置付け

1. 国際標準産業分類 (SIC) 第4次改定版 (2008年)

(1) 第1部 序論 第Ⅲ章 分類の適用

A 主たる活動、副次的活動、補助的活動

第59 主たる活動及び副次的活動は、簿記、輸送、貯蔵、仕入、販売促進、清掃、修理、整備、保安などの多くの補助的活動の支援なしには実施することができない。少なくともこれらの活動のいくつかは、すべての経済主体においてみられる。このように、補助的活動は、ある主体の主たる生産活動を、もっぱら、または主として、その主体の利用に供するために財またはサービスを供給することによって支援目的で実施される活動である。

第62 補助的活動を実施している事業所が、統計上、観測可能である場合、すなわち、その事業所が実施する生産について勘定を独立して入手可能である場合には、または、サービス提供先の事業所とは地理的に異なる場所にある場合には、補助的活動を実施している事業所を、独立の単位とし、その事業所の主たる活動に応じた産業カテゴリーに分類することが望ましく有用であると考えられる。しかし、適当な基本データが入手できない場合に、これらの補助的活動を行っている事業所を独立の事業所とするために統計官が大変な労力を費やすことは望ましいことではないと思われる。

(2) 第3部 詳細構造と説明

①大分類M 専門、科学及び技術サービス業

中分類70 本社；経営コンサルタント業

小分類701 本社

細分類7010 本社

この細分類は、企業または事業体の他の事業単位の監督及び管理運営、企業または事業体の戦略または組織上の計画立案及び意思決定的役割の遂行、経営上の管理権の行使、関連する事業単位の日々の業務を管理が含まれる。

この細分類には以下が含まれる。

- 本社
- 中央管理事務所
- 法人事務所
- 地区及び地方事務所
- 子会社管理事務所

この細分類は以下を除く。

- 管理運営に従事していない持株会社の活動 (6420 参照)

②大分類K 金融・保険業

中分類64 金融サービス業 (保険・年金基金業を除く。)

小分類642 持株会社

細分類6420 持株会社

この細分類は、持株会社、つまり、子会社グループの資産を保有する (支配に要するレベルの株式の保有) 事業単位であり、その主たる活動はグループの保有である会社の活動を含む。この細分類の持株会社は株式を保有している事業体に対し、他に何のサービスも提供しない。つまり、他の事業単位の管理または運営を行わない。

この細分類は以下を除く。

- 企業及び事業体の積極的な管理運営、企業の戦略立案及び意思決定 (7010 参照)

2. 北米産業分類システム (NAICS) 2022 年改定版

大分類 55 - 事業経営業^T

551 事業経営業^T

事業経営業の中分類の産業には、3種類の事業所が含まれる。

(1) 企業の証券（又はその他の持分）を保有する事業所、(2) 企業の運営、監督、経営を行うが、そうした事業所の証券は保有していない事業所（政府事業所を除く）、(3) 企業の他の事業所の運営、監督、経営を行い、かつ、そのような事業所の証券（又はその他の持分）を保有する事業所。運営、監督、経営を行うこうした事業所は、通常、企業の戦略的又は組織的プランニングや意思決定の役割を果たす。

5511 事業経営業^T

55111 事業経営業^T

この産業には、(1) 支配的利権を保有する又は経営決定に働きかける目的で企業の証券（又はその他の持分）を保有する事業所、又は(2) 企業の他の事業所の運営、監督、経営を行い、一般に企業の戦略的又は組織的プランニングや意思決定役割を引き受ける事業所（政府事業所を除く）が含まれる。運営、監督、経営を行う事業所は企業の証券を保有している場合がある。

[参照]

- ・ 主として、企業の証券を保有し、こうした企業を運営する事業所は、運営する事業によって分類される。
- ・ 主として、受託銀行の証券を保有し、こうした銀行を運営する事業所は、小分類5221預金信用仲介業に分類される。
- ・ 主として、特許権の購入・使用許諾を行う事業所は、細分類53311非金融無形資産賃貸業（著作物を除く）に分類される。
- ・ 主として、契約又は手数料ベースで各種の日常業務管理サービスを代行する事業所は、細分類56111業務管理サービス業に分類される。
- ・ 主として、トラック輸送、倉庫保管、研究開発、データ処理等、一つのサービスのみを企業の他の事業所に提供する事業所は、提供するサービスによって分類される。
- ・ 主として、政府プログラムの管理、監督及び経営を行う政府事業所は、大分類92公務に分類される。

注) 右肩の「T」は、カナダ、メキシコ及び米国における産業の比較が可能な分類項目である。

第11回改定時における課題

1. 第22回産業分類検討会（2000年11月）において提示された課題

資料1「本社等の分類項目を設ける場合の検討課題」

- 1 国際標準産業分類で補助的活動と位置付けている本社の管理活動を主たる経済活動とする場合、国際比較性を確保することが困難となるのではないか。
- 2 実査上の支障が生じるのではないか。
記入上の指導には、限界があり、正確に分類するためには、本社か否かなどの情報を得るための新たな調査項目を設定しなければ精度の高い格付けが不可能である。
また、産業分類格付を地方公共団体（基本的には市町村）で広範囲に行っている場合、複雑な分類体系・基準の統一的な周知徹底は困難である。
- 3 本社を一つにまとめると、統計の継続性の確保が困難となるのではないか。
- 4 中分類で格付けした場合、その小分類又は細分類の産業のいずれの本社か分からないこととなり、新たに分類する意義が薄れるのではないか。
一方、細分類で各々格付けした場合、利用性はあるが、全体のバランス、体系等に支障を生じるのではないか。
- 5 全ての産業について、一律に本社を格付けする必要性はあるかどうか。場合によっては量的基準に係るものが生じる可能性がある。
- 6 管理事務の定義・範囲を明確にしない限り、不安定な分類となってしまうのではないか。

2. 第11回改定 統計審議会答申（2002年1月11日）「2 今後の課題（抜粋）」

(3) 主として管理事務を行う本社等及び持株会社の分類上の位置付け

主として管理事務を行う本社等の活動については、近年、一括仕入れ・販売、広報等で果たす役割が高まってきているが、その実態が把握されていないことなどから、今後は、本社等事業所の活動内容等を調査・研究し、国際比較性の向上や統計の継続性にも配慮しながら、分類上の位置付けについて検討する必要がある。

また、我が国において持株会社の設立が解禁されたが、持株会社の取扱いについては、いまだ事業所数が少ないこと、今後の持株会社の進展が見極めにくいことなどから、「日本標準産業分類一般原則」において本社等事業所と同様とすることとしている。しかし、今後、持株会社の事業所数が増加した場合には、利用上の便宜向上、国際比較性の向上等を図る観点から、分類上の位置付けについて検討する必要がある。